

MONEYKitセゾンカード規約

MONEYKitセゾンカード特約

第1章(カードの発行)

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がソニー銀行株式会社(以下「ソニー銀行」という)と提携して発行するクレジットカードを「MONEYKitセゾンカード」(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

ソニー銀行の普通預金総合口座(以下「口座」という)を保有されるお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

第3条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

(1)⑩ 会員が口座を解約されたとき。

第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

第2章(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則)

第6条(適用)

セゾンアメリカン・エクスプレス・カードについては、MONEYKitセゾンカード特約第5条までの規定に加え本特則が適用されます。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

第7条(融資金の支払方法等)

セゾンカード規約第13条(融資金の支払方法等)(2)①は次の通りとします。

①リボルビング払い

○3万円コース-本会員が3万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○5万円コース-本会員が5万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

○10万円コース-本会員が10万円ずつお支払日に支払う方法です。但し、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額します。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

MONEYKitセゾンカード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)がソニー銀行株式会社(以下「ソニーバンク」という)と提携して発行するMONEYKitセゾンカード(以下「本カード」という)の会員(以下「本会員」という)の個人情報取扱いについては、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の第三者提供)

(1)本会員は、当社が本会員の下記個人情報を、保護措置を講じた上で下記の利用目的のためにソニーバンクに提供することに同意します。

[利用目的]

1. 本カードに関し当社及びソニーバンクが連携して行うサービスの提供
2. ソニーバンクが取り扱う預金・貸付・投資信託・保険・その他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発

[提供・利用する個人情報]

1. 上記1. を利用目的とする場合
 - ① 本会員の氏名
 - ② 本カードの各月毎の支払金額
2. 上記2. を利用目的とする場合
 - ① 本会員の氏名
 - ② 本カードの申込日、種別

第3条(特約の変更)

本特約は当社及びソニーバンク所定の手続きにより変更する場合があります。